

- 汪 聖鐸 一九八六 「宋代地方財政研究」(『文史』二七、八九
頁) 一三三頁
- 〃 一九九五 『兩宋財政史』上・下(中華書局)
- 王 曾瑜 一九八三 『宋朝兵制初探』(中華書局)
- 包 偉民 一九九六 「宋代地方州軍財政制度述略」(『文史』41、
五三～七五頁)
- 梁 庚堯 一九八四 『南宋的農村經濟』(聯經出版事業公司)

〔付記〕本稿は、平成九年聖徳学園岐阜教育大学研究助成金による研究成果の一部である。

- 斯波 義信 一九八六 「宋代江南秋苗額考」(『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』、刀水書房、三〇三〜三一九頁)
- 〃 一九八七 「宋代長江下流域の生産性」(のち『宋代江南經濟史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一三七〜一六五頁所収)
- 島居 一康 一九九〇 「兩税折納における納税価格と市場価格」(のち『宋代稅政史研究』、汲古書院、三四八〜四〇三頁所収)
- 〃 一九九三 「南宋の上供米と兩税米」(のち『宋代稅政史研究』、汲古書院、四四五〜四八一頁所収)
- 〃 一九九六 「宋代上供の構成と財政運用」(『島根大学法文学部紀要』社会システム学科編一、一〜二二頁)
- 周藤 吉之 一九六一 「南宋に於ける稲の種類と品種の地域性」(『宋代經濟史研究』、東京大学出版会、一三九〜二〇五頁)
- 〃 一九六三 「南宋の耗米と倉吏・攬戸との関係」(のち『宋代史研究』、東洋文庫、一六三〜一七九頁所収)
- 曾我部静雄 一九四一 『宋代財政史』(生活社)
- 長井 千秋 一九九三 「南宋軍兵の給与——給与額と給与方式を中心に——」(『中国近世の法制と社会』、京都大学人文科学研究所、二四九〜二九二頁)
- 〃 一九九五 「南宋期 鎮江府の秋苗米と原額」(『史林』七八一六、九七〜一一四頁)
- 〃 一九九六 「南宋時代江南の小農経営と租稅負担」(『東洋史苑』四七、一〜五六頁)
- 日野開三郎 一九五六a 「楊炎の兩税法における稅額の問題」(のち『日野開三郎 東洋史學論集 第四卷 唐代兩税法の研究』、三一書房、一一九〜一五七頁所収)
- 〃 一九五六b 「唐代兩税法の分収制」(のち『日野開三郎 東洋史學論集 第四卷 唐代兩税法の研究』、三一書房、二二三〜二六九頁所収)
- 〃 一九五七 「藩鎮体制下における唐朝の振興と兩税上供」(のち『日野開三郎 東洋史學論集 第四卷 唐代兩税法の研究』、三一書房、二九七〜三三三頁所収)
- 古松 崇志 一九九八 「宋代における役法と地方行政經費——財政運営の一研究——」(『東洋史研究』五七一、二九〜六六頁)
- 宮崎 市定 一九四五 「胥吏の陪備を中心として——中国官吏生活の一面——」(のち『アジア史研究 第三』、東洋史研究会、一四四〜一七五頁)
- 〃 一九五三 「宋代州県制度の由来とその特色——特に衙前の変遷について——」(のち『アジア史研究 第四』、同朋舎、五三〜八六頁所収)
- 八木 充幸 一九七八 「北宋後期における役法・保甲法と地方財政」(『集刊東洋学』四〇、六九〜八一頁)
- 〃 一九八〇 「南宋地方財政の一検討」(『集刊東洋学』四四、三七〜四九頁)
- 柳田 節子 一九六一 「宋代鄉村下等戸の生計——江南の養蚕農家経営——」(のち『宋元鄉村制の研究』、創文社、二三〇〜二三九頁所収)
- 渡邊信一郎 一九九〇 「唐代後半期の地方財政——州經濟と京兆

(66) 鎮江府の事例がどれほど普遍的なものであり、当時の府州財政の状況に一般化できるものであるかどうかについては、さらにいくつかの他の府州のケースを検討してみなくてはならないであろう。ただし本稿では、従来の研究が提示してきた南宋の府州財政解釈に対して、一つの事例分析を行うことにより、江南地域を一括して論ずるような素朴な議論には大いに問題があることは示し得たと考えている。

文献目録

「本稿において以下の文献を引用する場合は、筆者の姓と初出年のみを記し、梅原一九六五論文〇〇頁、単行本の場合は、曾我部一九四一の〇〇頁、のように表示する。初出後著作単行本中に再録されたものは単行本中の頁数を示す。」

岩井 茂樹 一九九四 「徭役と財政のあいだ——中国税・役制度の歴史的理解にむけて(一)〜(四)——」
 (『経済経営論叢』「京都産業大学」二八—四・二九—一〜三、一〜五六・一〜五〇・一〜六八・一〜八八頁)

梅原 郁 一九六五 「南宋折帛錢をめぐる一考察」(『史林』四八—三、三五〜五九頁)

〃 一九七一 「宋代の内蔵と左蔵——君主独裁制の財庫——」(『東方学報 京都』四二、一二七〜一七五頁)

〃 一九八五 『宋代官僚制度研究』(同朋舎)

〃 一九八九 「南宋両税制度雑攷——中国王朝の徵税体系——」(『国家——理念と制度——』、ミネルヴァ書房、四二二〜四七七頁)

川上 恭司 一九七八 「南宋の総領所について」(『待兼山論叢』一二史学篇、一〜二九頁)

衣川 強 一九七〇 「宋代の俸給について——文臣官僚を中心として——」(『東方学報 京都』四一、四一—五〜四六六頁)

〃 一九七一 「官僚と俸給——宋代の俸給について統考——」(『東方学報 京都』四二、一七七〜二〇八頁)

草野 靖 一九六一 「宋の通判と財政」(『東洋史学』二三、四一〜五七頁)

〃 一九八二 「南宋財政における会子の品搭収支」(『東洋史研究』四—二、九四〜一二四頁)

小岩井弘光 一九六四 「宋代地方財政管見——南宋両浙地方における兵米に関連して——」(『集刊東洋学』一一、五九〜七〇頁)

〃 一九七八 「北宋末・南宋の就糧禁軍について——宋代兵制史研究の一環として——」(『国士館大学文学部人文学会紀要』一〇、八五〜一〇〇頁)

〃 一九七九 「南宋の軍資庫について」(『国士館大学文学部人文学会紀要』一一、七九〜九五頁)

斎藤 忠和 一九八七 「北宋の剩員・帶甲剩員制について」(『立命館史学』八、七二〜一〇〇頁)

〃 一九九〇 「南宋の剩員制について」(『立命館史学』一一、一〇八〜一四〇頁)

佐伯 富 一九六四 「宋代の公使錢について——地方財政の研究——」(のち『中国史研究 第二』、東洋史研究会、一七〇〜二三〇頁所収)

〃 一九七〇 「宋代の公使庫について——地方財政の研究——」(のち『中国史研究 第二』、東洋史研究会、二三一〜二六二頁所収)

- 設定してある。
- (50) 八木一九八〇論文四〇頁。
- (51) 佐伯一九六四論文二〇七～二一〇頁参照。
- (52) 『宋会要輯稿』食貨六四一七〇～七七八(封樁)及び『慶元条法事類』卷三二「封樁」の各条参照。
- (53) 『宋会要輯稿』食貨六四一七六紹興十二年七月十日、同六四一七七同三十一年五月六日条参照。
- (54) 『宋会要輯稿』食貨六四一七八乾道元年六月二十四日条参照。
- (55) 兵士への給与米は見管兵士分と禁軍・廂軍の封樁分を合計すると約九万石となり、嘉定年間に鎮江府下で徴収される秋苗粳米の八割以上に当る。浙西路としては相対的に農業生産力の低い鎮江府の場合、上供率を大幅に下げないとこの九万石は供出できないことになってしまふ。南宋時期における鎮江の軍事面・経済面の重要性の増大や、知府を淮東総領が兼任する事態が増えることから考えて、鎮江府の封樁錢物の管理は柔軟性を持って臨機応変に行われたのではなからうか。
- (56) これまでの研究で指摘されてきた、八〇～九〇%にも上る高い上供率や、府州財政の収支の極度の困難化などは、江南地域を一括りにして論ずるのではなく、ある程度時期を特定した上で、少なくとも両浙路と江南東西路を区別しながら個別の府州の分析を進める必要があるように思われる。
- (57) 八木一九七八論文六九頁。
- (58) 八木一九七八論文四七頁。
- (59) 八木一九七八論文七八～七九頁。
- (60) 八木一九七八論文七九頁。
- (61) 実は「財政」という語も厳密に言えば、経済学において特定の概念として定義されているものであり、多くの前近代国家に對して用いることは難点があるが、歴史学において前近代国家が行う錢・物の徴収・分配・消費の全過程を指す語として既に定着しているので、本稿でもこれに従った。
- (62) 本稿において筆者が「地方財政」という語を用いず、敢えて「府州県財政」を用いているのはこうした理由による。宮崎氏や八木氏に止まらず、佐伯氏・渡辺氏など多くの研究者も「地方財政」を用い現在に至っている。
- (63) 長井一九九六論文で論証するように、各種の附加税部分を勘案しても、当時の主戸層にとつて租税負担は決して加重なものではなく、農民経営はこれらにも十分耐え得たと考えられるのであり、その意味でもまさに現実的かつ機能的なものであったのである。また、もしかりに「地方財政」を云々するのであれば、免役錢などではなく、これら附加税収入によつて府州財政が運営されている実態、附加税収入自体の在り方に注目すべきではなからうか。
- (64) 斯波一九八六・一九八七論文、岩井一九九四論文、長井一九九五論文参照。ただし、「原額(主義)」財政で宋以後の中国王朝の財政を解釈しようとする立場に対しては、島居一九九三論文及び同一九九六論文、特に後者が批判を加えている。
- (65) 筆者は、「机上の計算」を行うことは、前近代中国の財政・経済を対象として研究する上で不可欠の作業の一つであると認識している。当時存在した——現在も存在する——種々の「不正規の」「オモテに現れない」「ヤミの」数量化が困難な収入や支出・経費を過度に強調して結論を導き出したり、イメージを構成することには、今のところ賛成できない。「机上の計算」とは、「正規の」「オモテに現れた」「たてまえの」数量化がある程度は可能な部分について行うものであり、その効用と限定性をわきまえて、これを復元し、利用することには大きな意味があると確信する。「オモテに現れない」部分を強調し過ぎることは、場合によつては検証・反証不可能な論理あるいは一種のドグマに近づくこともあると思われるからである。

のが極めて少数であり、また別に職田からの少なからぬ収入も存在しており、府州財政の支出中に占める割合は相対的に低かったと見なしてよいであろう。『宋会要輯稿』食貨五六一七〇慶元三年六月十九日（戸部）の条に続く部分には「先是、二年三月、監察御史姚愈言、……臣嘗因中都官吏俸禄与夫兵廩支費、求其所以會計之說、熙豐間月支三十六万、宣和未用二百二十万、渡江之初雖連年用兵、月支猶不過八十万。比年以来、月支不下百二十万、大略官俸居十之一、吏禄居十之二、兵廩居十之七。」とあり、軍兵・官員・胥吏への支給量を考える上で参考となるが、これは各種の中央巨大官庁が集中していた首都臨安における戸部の財政支出に関して述べたものであり、地方の府州の場合、「官俸」「吏禄」の比率はもう少し下がるであろう。胥吏への給与である吏禄は、府州県の衙門に勤める胥吏のうちの一定部分のみに対して支給されたものであり、他に吏禄支給対象外の多くの胥吏が居り、彼らは従来通り一種の手数料収入を生活の糧としていたと考えられる。しかし本稿では、こうした記録に残らない数量化が不可能な、「不正規の」「ヤミの」部分の財政は取り扱わないし、それを以て——過小評価にせよ、過大評価にせよ——府州財政の「性質」や「傾向」を論ずる手法はとらない。

(38) 各兵種の概略については王一九八三の三一〇八八頁参照。

(39) 「見管大小」とは、見管（現在所管）の「大分」と「小分」を指し、「大分」とは「全糧」を、「小分」とは「剩員」を意味すると思われる。兵士として軍事行動に従事する十分な能力を有しており、規定上の給与全額を支給されるものが「全糧」大分」であり、高齢・傷病等で兵士としては、軍事行動に従事することが期待できないものの、依然軍籍に止まっている者に対しては規定給与の一部を削減して支給されていたのであり、このような兵を「剩員」小分」と言ったのであろう。王一九八三

の二三五～二四二頁、斎藤一九八七・一九九〇論文参照。

(40) 長井一九九三論文二五五頁の表1。

(41) 絹は毎匹五貫、綿は毎両〇・三貫という計算。長井一九九三論文二六〇頁。

(42) 土軍については長井一九九三論文二六三頁による。弓手は同じく二五五頁の表1から計算した。なお、弓手の給与は県財政から支給されるものであるが、本稿では鎮江府財政として一括して扱う。

(43) 幕職官以下の差遣グループのカテゴリーについては梅原一九八五の二二・一六～二二・一九四頁を参照。

(44) 梅原一九八五の四・六・九・一八五～一八六・三二九～三三〇頁参照。

(45) これについては将来の課題とし、いずれ細かな復元を試みたい。

(46) 衣川一九七〇論文四五三頁。

(47) 前註(46)に同じ。

(48) 『嘉定鎮江志』卷二五「刺守 宋潤州太守」。

(49) 『嘉定鎮江志』卷二五「刺守 宋潤州太守」、同じく卷一六「参佐 宋参佐」、それに表12から南宋期の鎮江府の差遣ポスト・寄禄官・館職を抽出し、衣川一九七〇論文、「宋史」卷一七一「俸禄」・「禄粟」、「文献通考」卷六五「禄秩」を利用して、知府・二人の通判・節度判官・節度推官・觀察推官・録事参軍・司理参軍・司法参軍及び三県の知県・県丞・主簿・県尉——合計二二名の官員の給与のうち添支増給・料錢・衣賜・禄粟を概算すると、約錢五〇〇〇貫、絹などの衣賜一五〇匹（以上?）、米一〇〇〇石（以上?）となる。府下四〇人の官員の場合であっても、本稿で仮定した錢一万五〇〇〇貫、米四〇〇〇石を越えることはまず無いであろう。錢一万五〇〇〇貫、米四〇〇〇石は、府下官員の俸給見積り額としてはかなり過大に

補表

・商税錢	100貫文	本府共得	48.462貫
		諸司共得	51.538貫
	正錢	76.923貫	
		一分錢	7.692貫……婦総制司
		九分錢	69.231貫
		六分	41.539貫……婦総省一
		四分	27.692貫……婦羅本司
	增收	23.077貫	
		三分	6.923貫……婦軍期
		七分	16.154貫……婦総制司
・頭子錢	5.600貫	諸司	5.405貫
		經制	2.805貫
		総制	2.000貫
		移用司	0.550貫
		提刑司公使	0.050貫
	本府公使	0.195貫	

税収入の取得分は約四〇%である。また『咸淳毘陵志』卷二四「財賦」によると、常州の酒税収入取得分は約四五%であった。汪一九九五の八五九頁の表五二参照。

- (30) 『嘉定鎮江志』卷五「賦税 免役錢」。
- (31) 『宝慶四明志』卷六「叙賦下 朝廷窠名」に「左藏庫錢」として「官戸不減半役錢二千八百六十九貫八文」が挙がっており、『嘉定赤城志』卷一六「財賦門 上供」に「官戸不減半役錢一千三百七十六貫二百六十六文（以諸県免役錢内文撥、主管司拘納左藏庫）」とあり、『淳熙三山志』卷一七「財賦類歲貢」に「官戸不減半役錢、歲以五千七百四十一貫八百四十文省為額」と見える。汪一九九五の八三九頁の表四五、同八四六頁の表四八、同八五五頁の表五〇参照。
- (32) 『嘉定鎮江志』卷五「賦税 坊場河渡」。
- (33) 『宝慶四明志』卷五「叙賦上 酒」では「諸県戸買撲坊場錢」三万一千五百一十九貫五貫のうち、二万五千九百一十四貫が監司の提舉常平茶塩公司に送納され、慶元府の取得分は五六五・八一六貫となっており、同卷六「叙賦下 朝廷窠名」には「内藏庫錢一万三〇〇貫文」として「坊場正名錢」が、また「左藏庫錢」として「坊場七分寬剩錢一万二千九百九十九貫六分」及び「坊場淨利錢八千三百七十五貫六分」が挙がっており、『嘉定赤城志』卷一六「財賦門」には「上供」項目として、「坊場正名錢」一万五〇〇貫、「七分寬剩錢」一万三千三十二・七十二貫、「坊場五分淨利錢」一五八七・二四貫が見える。汪一九九五の八三五頁の表四三、同八三九頁の表四五、同八四五頁の表四八参照。
- (34) 『宋会要輯稿』食貨六六一「乾道七年十月一日（身丁錢）」。
- (35) 柳田一九六一論文三三四頁及び三四九頁註（14）。
- (36) 曾我部一九四一の三八、四一頁。
- (37) 府下の官員と胥吏に対する給与の細目と数量については審らかではなく、全体としての給与総額は推測を交えたものとならざるを得ない。官員の俸給は、軍兵の給与と比べると一人当り十数倍、数十倍に相当すると思われるが、府州の官員数そのもの

- (18) 長井一九九三論文二六〇頁。
- (19) 州県受常賦之輸、有耗有費、未免贏於正數之外、而所取復有分隸。……由吾郡言之、則凡倉庾耗折之數・解免之費与凡分隸於監司・府・県、無一損於旧、……
- (20) 周藤一九六三論文一六七・一七二〜一七三頁。
- (21) この「一对四」という比率は、計算の便宜上設定したものであるが、「一对四」でも、「一对五」あるいは「一对三二」であっても、本文後段の結論に変更を生ずることはない。
- (22) 南宋の安定期における平時の価格として、粳米は每石二貫前後が標準的であったと判断される。衣川一九七一論文一七八〜一八三頁、梁一九八四の二三五〜二四六頁。糯米価格が粳米の二倍程であったことは周藤一九六一 a 論文一七二〜一七三頁、衣川一九七二論文一八〇頁の第2表を参照。
- (23) 『嘉定鎮江志』卷五「賦税 寬賦」に「紹興戊寅、守臣秘閣鄭作肅以丹陽縣濬練湖占民田數十頃、未嘗豁除二稅、奏蠲之。三渠合納布豆、旧每歲折估增多、民以為病。紹興間、湯鵬萃為兩浙運使、奏請一依戸部經界所定、豆每斗折錢二百三十、布每疋折錢二貫。」とあり、紹興年間に鎮江府では、豆が每石錢二貫三百文、布が每疋錢二貫に換算して納入されているのが見える。この数値と、表3に見える嘉定時の蘆廢七万五〇六〇領及び宝祐四年の布豆廢錢三万二八八八貫などを用いて蘆廢の折価を出すと、每領〇・〇六三貫(六三三文)となる。
- (24) 周藤一九六三論文一六五頁、八木一九八〇論文四四頁、島居一九九三論文四六六頁には、南宋時代の府州財政が加耗米により補填されている情況が記されている。和羅については、張守『毘陵集』卷五「乞支軍糧劄子」に江西路洪州(隆興府)が、黄榦『勉齋集』卷三〇「申朝省罷築城事」には荆湖北路漢陽軍が、各々府軍財政を収糶米で補完しているのが見える。
- (25) 周藤一九六三論文、八木一九八〇論文、梁一九八四、島居一九九三論文のいずれも、極めて高い上供率を示している例として挙げられているのは江南東西路の州軍の場合であり、兩浙の府州の例はほとんど見られない。管見の限りでも、鎮江府及び浙西諸府州の上供率の異常な高さや、それが主たる原因となり財政上の弊害が生じていることを確実に示した記事は見られない。
- (26) 『嘉定鎮江志』卷五「賦税」には、兩稅夏稅絹とは明らかに別の税目「和買」が立てられて数値が載せられているが、『至順鎮江志』卷六「賦税 常賦」の「夏稅」に載せる宝祐四年時と咸淳時には、夏稅絹と和買絹の合計額が見えており——数値は嘉定時よりも約二〇%減少している。表2参照——、あたかも夏稅絹に対する附加税の如き印象を与える。
- (27) 『至順鎮江志』卷六「賦税」——子目を欠くがおそらく「課程」の条——。
- (28) 『宝慶四明志』卷五「叙賦上 商稅」に見える慶元府の商稅の「分隸則例」を整理すると次頁の補表のようになる。商稅收入一〇〇貫ごとに、そのうち四八・四六二貫(正錢四一・五三九貫十增收六・九二三貫)が慶元府の取得分とされている。なお、梅原氏は一九八九論文で「酒稅や商稅をどのような割合で、州で配分するかについての則例は、その州の事情によって一定せず、総額として州単位に割当てられてきた経總制額が、州の主体性によって各財源を融通しながら調達されたかと思われる」(四五三頁)とされ、本稿のように慶元府の分隸比を鎮江府に援用することには否定的である。
- (29) 『宝慶四明志』卷五「叙賦上 酒」の「都酒比較贍軍三省務」の割注に慶元府の酒稅の「分隸則例」が「則例、每売到一百貫、本府収三十九貫六百四十二文、本柄在內。其余分隸、経總制司四十二貫三百九十四文、糶本司一十五貫一百八十二文、移用司二貫七百八十二文」と見えている。これによると、慶元府の酒

註

- (1) 宋代の下位の財政単位に関する研究としては汪一九八六論文及び同一九九五の第三編第一章「地方財政的地位与作用」(五二〇～五六〇頁)が最も網羅的かつ体系的な研究であり、現在までの到達点である。ただし、叙述は総花的で、これまでの研究の要点を敷衍化したに過ぎない点も見られ、また数量的な考察は中心的な位置を占めておらず、分析視角としては必ずしも斬新なものではない。包一九九六論文は汪の成果の上に立ち、さらに制度面での細かな実証と府州財政の歴史的評価をも意図したものであり、本稿との関わりでは南宋期の広南東路連州の財政支出の史料を要約提示している。その他日本での研究としては、草野一九六一論文、小岩井一九六四論文、八木一九八〇論文がある。草野論文は府州財政を軍資庫を軸に制度面から論じた先駆的研究であり、現在でも参照すべき論点が多くある。小岩井氏は南宋期の浙西路嚴州(睦州)を取り上げておられ、八木氏は同じく福建路福州を分析の中心に置きながら、江東路寧国府(宣州)・南康軍、江西路臨江軍新淦県、浙西路常州宜興県についても史料を挙げて紹介されている。また、府州財政に関する専論ではないが、周藤一九六三論文は江西路洪州(隆興府)・撫州・臨江軍新淦県、江東路寧国府の財政史料を提示しており参考となる。しかしこれらの内、府州財政の収入と支出について比較的详细な分析がなされているのは、小岩井氏の嚴州と八木氏の福州の場合のみであり、他は単発的な史料例示に止まっている。さらに以上の外、下位レベルの財政関連の研究としては次のようなものがある。梅原一九八九論文、衣川一九七〇論文、草野一九八二論文、小岩井一九七八・一九七九論文、佐伯一九六四・一九七〇論文、宮崎一九四五・一九五三論文、八木一九七八論文。なお、唐代の府州財政については渡辺
- (2) 一九九〇論文がある。
- (3) 八木一九八〇論文四四・四七頁、梁一九八四の一八九～一九〇頁、汪一九九五の五八二～五八三頁。
- (4) 渡辺一九九〇論文二三五～二三六頁。
- (5) 日野一九五六a・同b・一九五七論文。
- (6) 佐伯一九六四・一九七〇論文。
- (7) 渡辺一九九〇論文二三六頁。
- (8) 宮崎一九五三論文七〇～八一頁。
- (9) 八木一九七八・一九八〇論文。
- (10) 岩井一九九四論文。最近の古松一九九八論文は、岩井氏の所論によりつつ宋代の役法・財政を解釈しようとする試みである。
- (11) 草野一九六一論文四二～四三頁、汪一九八六論文九九～一〇〇頁、同一九九五の五二九～五三〇頁。なお、宋代の「上供」に関する専論として鳥居一九九六論文があり、「上供」の概念と内容について細かに考察している。
- (12) 以上の叙述は、草野一九六一論文及び汪一九九五の五二九～五四四頁を参考としつつ整理したものである。
- (13) 倉・庫は租税(≡財貨)の貯蔵機関であると同時に支出機関でもあり、また徴収機関でもあるものもあった。務・場は基本的に租税の徴収機関であり、財貨はここから貯蔵・支出機関の倉・庫へ送納されていたと考えられる。
- (14) 川上一九七八論文五頁。
- (15) 『宋会要輯稿』食貨五八―三四嘉定十七年四月二日(賑貸下)、同五九―三一紹興十三年三月十八日(恤災)。
- (16) 長井一九九六論文四三頁註(62)参照。
- (17) 梅原一九六五論文四三～四四頁、鳥居一九九〇論文三六四～三七七頁。
- (18) 長井一九九三論文二六〇頁。

けるべきであり、少なくとも前近代の中国史において使用する場合には、論者なりの概念を提示する必要がある。⁶²

次に、高い上供率（低い留州率）、加耗・和買絹等の附加税の恒常化、経総制錢の淮東総領所への全額送納など、八木氏の指摘されるような傾向に類したものは鎮江府財政においても確かに存在するものの、地方存留（留州）部分の削減——中央財政・皇帝財政等による侵食——により、「正常な財政運用」の困難化や「地方財政」確立の挫折を説く論理展開には首肯できない。とりわけ、府州県における役人の果たした役割の大きさは否定することはできないが、役法改革により誕生した免役錢のような数量的にはそれほど重要なものではなく、中央政府の強力な指導の下に施行と徹底がはかられた財源に注目し、その府州での自律的消費の度合いの量的増減をもって、「地方財政」の確立を云々することは無理であろう。

以上、氏の所論は、先ず「地方財政」という用語もしくは概念を使用していること、そして府州の經常財源＝地方存留分の中央財政への吸い上げ即ち上供の多寡によって「地方財政」の確立の程度を計ろうとすること、この二つの意味で疑問が持たれるのである。

さらに後者について言えば、南宋期の府州財政において何が「正常」でまた「常態」であるのかということの方がむしろ肝要である。両税収入の六割・七割（以上）もが上供に回され、他の収入の多くも中央や総領所に吸収されつつも、それらに代わって加耗や和羅・和買それに課利収

入により府州の財政が現実に運用され機能していた事実、このことが重要なのであって、これこそが南宋の社会・経済・軍事状況にとってはより適格的で現実的な「正常な」運用方式であったのである。⁶³ 筆者は、こうした事態は決して「地方財政」ではないが、「両税＝上供用」、「附加税（＝課利の一定部分）＝府州県用」、という分化への傾向が府州の財政運用の中に生じ、定着し、新たな形の「正常な」財政運営が既に始まっていること、さらに府州経費をまかなうこととなる附加税部分に関しては、中央政府とは別個に府州自身の裁量のもと現実に即応した府州各々の財政運用が行われていることを意味していると考ええる。また加えて、こうした事態は硬直的な「原額」財政と、中央政府の恣意的な上供率の引き上げという、南宋時代の府州財政の特質そのものから導き出されたものでもあったと見ることができるのである。南宋時代の史料中に見い出される「正税を越える附加税・雑税の徴収」や「過大な上供による府州財政の圧迫」という、いかにも府州財政の困窮と破綻を想像させる官僚の発言の、当時の府州の財政の現場における事態はこのように理解される。

本稿で行った数量的な分析や計算は、いくつかの仮定を前提としたものであり、また地域と時期を限定した上での一つの「机上の」計算（論理）⁶⁵であることに違いはないが、筆者にとっては、将来における南宋財政の総合的・総体的評価という目的のための必要かつ有効なボーリング作業（事例分析）なのである。⁶⁶

秋 庫、府下に治所を置いていた淮東総領所からの恒常的な錢
千 物の給付・給降、あるいは他の府州・監司による移用が無
井 いと府の公的米穀需要をまかなえない。錢の収支は、上供
長 率八〇%の設定では約四万貫の赤字となるが、後二者――
上供率七〇%、六〇%――の場合は、約八〇〇〇貫の赤字
および約二万七〇〇〇貫の黒字となり、ほぼ収支は均衡す
る。

結論的に言えば、南宋時代中頃の嘉定年間の鎮江府にお
いては、上供率を六〇〜八〇%と仮定した場合、米の収支
は従来の研究で言われてきたように困難なものであった可
能性があるとは言え、米を除く錢物の収支は比較的健全で
あり、府下の財源で必要経費を十分恒常的にまかない得て
いたと思われる。また、米の場合は加耗米の比率が五〇%
以上と、秋苗米に比べて大きな割合となっており、錢収入
では課利とりわけ商税収入が全体の四〇%以上を占めてい
るのが特徴であり、両税収入のみでは府財政の半分すら満
たせなかったのも事実である。筆者の力不足から封樁錢物
については判断を留保せざるを得ないが、府の財政を全体
として見れば、夏秋両税が依然根幹を成していることに変
わりはないものの、加耗米と課利収入によって支えられて
いたのが南宋鎮江府の財政であったと言える。⁽⁵⁶⁾

小 結

我が国の宋代財政史研究において府州県財政の事例分析
を行ってきた数少ない研究者の一人である八木充幸氏の所

論は、基本的には宮崎市定氏の一九五三論文以来の、「役
法の問題を地方財政の立場から把握する」、また王安石の
役法改革（募役法、免役錢徴収）とは「地方財政」の確立
を目指したものである、という視点を受け継ぎつつ、南宋
時代の府州財政について次のように結論づけている。「次
に実際の地方の財政運用状況を、中央財政との緊張関係に
おいて見れば、税の加重化・負担能力を無視した上供額の
設定、経総制錢にみられる地方財源の吸収、添差官の俸給
などの地方転嫁等によって、地方存留分の削減とともに中
央財政の犠牲となつて正常な運営が困難となつたのであ
る。このため加耗米の徴収、常平義倉米の転用、雑税（賦
罰収入など）等、正当ならざる手段によって、上供額の不
足を補填するとともに、地方財政にあてたのである」⁽⁵⁷⁾（傍
点筆者）。言い変えるなら、中央財政の犠牲となる「地方
財政」、即ち留州部分の削減縮小により「地方財政」の
正常な運営が困難をきたし、その結果「地方財政」の空洞
化・形骸化が進むのであり、⁽⁵⁸⁾さらには宋代以後の歴代王朝
においてもこの「地方財政」の確立は遂に実現することは
なかつたとされるのである。⁽⁵⁹⁾

このような宮崎氏の視角を継承した八木氏の議論にはい
くつかの問題点がある。第一に、宋代の府州の財政運用に
対して「地方財政」という語を用いることには疑問がある。⁽⁶¹⁾
経済学の一分野である財政学において、特定の意味内容を
有する概念として規定され使用されているものを、単に中
央に対する地方というような意味で安易に用いることは避

地での他への流用は許されずに封樁錢物として管理され、他所へ輸送されたり、将来の欠員兵士の招募に備えるとの規定が存在した。⁵²⁾ 鎮江府の嘉定時の欠員兵士封樁錢物の数量を表8・表9から計算すると、合計米五万三〇三九石・錢一〇万二六八六貫となる。内訳は、禁軍欠員分が米一万九七三三石・錢六万一二五〇貫、廂軍分が米三万三三〇七石・錢四万一四三六貫である。つまり封樁錢物の規定上、これだけの錢物が府の財政収入上からあらかじめ天引き儲積されていたとみられるのである。鎮江にとってこの数値は極めて大きなものであり、規定通りに封樁錢物を取り扱われたとすると、府の財政に大きな影を投げかけることになる。筆者は、南宋前期に封樁錢物が免除されたり、⁵³⁾ 中央政府の許可のもと支出が認められている例があることや、⁵⁴⁾ これだけ大きな数量にもかかわらず、鎮江府における封樁錢物に関する記述が地方志等にも見えないことから、南宋時代鎮江府下では封樁錢物が柔軟性をもって運用されていた可能性の方が高いのではないかと考えている。⁵⁵⁾ 次の考察では両方のケースを想定しながら府の財政収支を計算してみる。

3 財政収支

まず封樁錢物を考慮に入れない場合からみる。

米の収支は次の三通りである。

- (ウ) Ⅰ Ⅱ 三三七二石 (上供率八〇%)
 (エ) Ⅰ Ⅱ 二万一五四九石 (上供率七〇%)

(オ) Ⅰ Ⅱ 一万七九二六石 (上供率六〇%)
 いずれの場合でも収支はプラスとなり、特に後二者の場合には上記の支出の他に常平倉や義倉への備蓄用として計上される米穀も十分供出が可能であったと思われる。

錢の収支は次の三通りである。

- (I) Ⅰ Ⅱ 六万二三三六貫 (上供率八〇%)
 (J) Ⅰ Ⅱ 九万四〇六九貫 (上供率七〇%)
 (K) Ⅰ Ⅱ 二万九八五八貫 (上供率六〇%)

やはりすべて収支はプラスとなり、米の場合と比べても格段に余裕ある会計である。数千貫から一万貫程度と推測される公使錢、⁵⁶⁾ 官衙の備品等の諸雑費、毎年必要とされる支出ではないが官衙の修理・建築費用や水利及び道路・梁橋など土木工事の経費が総計としてどれほどの額に上るのかは不明であるものの、まず赤字会計になることはなかったように思われる。

米と錢の三通りの収支計算のうち南宋期の浙西鎮江府のものとして筆者がより蓋然性が高いと考えるのは、上供率七〇%もしくは六〇%の場合、即ち米・錢各々の三つ収支計算のうちの後二者である。後二者では、先に見積った官員の俸給と胥吏の吏禄の数量をさらに五割ほど上載せて計算しても、いずれも赤字に転落することはなかったと思われる。

次に封樁錢物を考慮する場合である。このケースでは、米の収支はいずれも大幅な赤字となり、三万五〇〇〇石、五万石ほど米が不足してしまう。首都臨安の内蔵庫や左蔵

合わせてほぼ四万貫強が慶元府下では支出されていたことになる。鎮江府の免役銭は四万四〇〇〇〇貫であるが——表6——、前節の考察では全て役人の雇銭と見なしたため、表7及び図1の(I)(J)(K)には入れていない。慶元府と同様に鎮江府でもこの免役銭の一部分が吏禄に充当された可能性は否定できないが、ここでは議論を単純化するため全て吏禄は(I)(J)(K)の中から支出されるものと仮定する。

慶元府は属県は六つであり行政単位としては鎮江よりも大きく、当然吏禄を受ける胥吏の人数も多かったと思われる。今ここでは鎮江府は慶元府の六割程と考え、四万貫×〇・六〇二万四〇〇〇貫、を鎮江府及び三県の年間吏禄として設定し、この値を[e]とする。

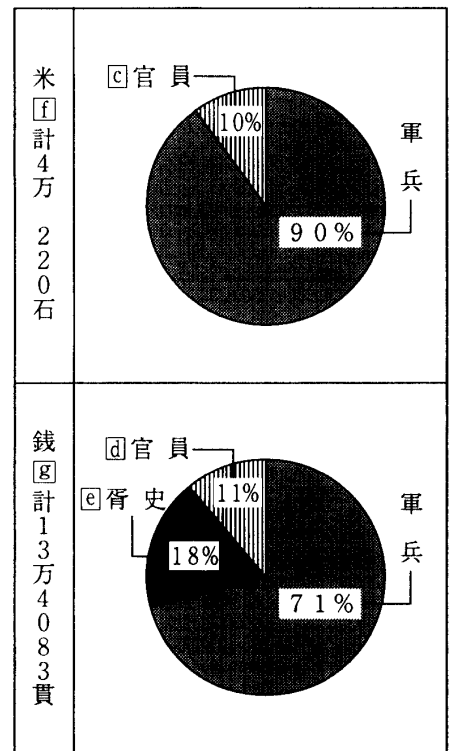
本節のここまでの軍兵・官員・胥吏への支出を整理すると、

- ・軍兵……米 三万六二二〇石 [a]
 - 銭 九万五〇八三貫 [b]
 - ・官員……米 四〇〇〇石 [c]
 - 銭 一万五〇〇〇貫 [d]
 - ・胥吏……銭 二万四〇〇〇貫 [e]
- となる。これらを合計すると、

$$\begin{aligned} &\cdot \text{米} \quad [a] + [c] \quad \parallel \quad \text{四万} \quad \text{二二〇石 [f]} \\ &\cdot \text{銭} \quad [b] + [d] + [e] \parallel \text{二万四〇八三貫 [g]} \end{aligned}$$

となる。これを図示すれば図2のようになる。米・銭ともに軍兵への支出が圧倒的に高い見積りとなっているのが特徴である。ただし、官員と胥吏への支出は概数として計算

図2



した値であるため、今後改良の余地を残したものであることは、特に記しておく——本節での考察では意図的に官員・胥吏の給与を過大に見積りしており、現実にはこれらの占める比率は今少し下がるであろう——。また、府下の財政支出はこれら[a]~[e]に尽きるのではなく、前述のようにさらに種々の消費項目を想定しなくてはならないが、軍兵・官員・胥吏に対する支出と比べても数量の確定は難しく、また数量的にこの三者のいずれよりも圧倒的に少ないものであったと推測される。

さて、ここで触れておかななくてはならないのが禁軍及び廂軍兵士給与の“封椿銭物”である。先に見たように南宋時代鎮江府の禁軍・廂軍はその定額の人数が充足されることはなく、定員を大きく下回る兵員数のまま維持されていた。これら欠員分の兵士給与がどのように財務上処理されたかという点、そのまま府州の倉庫に止め置かれて、その

表12の続き

	差遣	租	大	小	租	租	
		絲	麥	麥	錢	米	
江	知軍府事	徒 3 4		3		1 5 8	
		陽 5 4				1 4 6	
	通判南庠	徒					7
		陽					1 1 2
	通判北庠	徒 2 1			1		1 0 6
		陽					8 8
	鈴 轄	徒					3 8
		陽					1 7
	簽 判	徒		3			5 1
		陽			1		5 5
	節 推	徒	4				1 9
		陽	4		3		3 4
	祭 推	徒	2 9				8
		陽	4		8	5	9 9
	知録兼羅務司	徒	2 2				1 1
		陽			3		8 1
	司 法	徒					6
		陽			2		7 3
	監 倉	徒					6 1
		陽			3		5 9
監稅東庠	徒	3	1	6		1 4	
	陽	8	2	1 1		1 1	
監稅西庠	徒					8	
	陽					8	
監酒東庠	徒		1			1 6	
	陽		1			5	
監酒西庠	徒					3 2	
	陽		1			2 3	
江口監稅	徒					3 0	
	陽					5 6	
教 授	徒	7		3		8	
	陽			3		1 8	
都 監	徒			8		9 1	
	陽			7		3 0	
監 押	徒	7				9 1	
	陽		1	1 4		5 2	
知 縣	徒	1 2		3		2 3	
	陽	3 3		4		3 7	
薄 尉	徒		1	1		3 3	
	陽			8		2 2	
監 務	徒					1 7	
	陽					3 0	
西津巡檢	徒					2 2	
	陽			1 6		1	
圖山巡檢	徒	1 0				1 0 4	
	陽					7	
大港監鎮	徒					5 2	
	陽					9 7	
丁角監鎮	徒					6 8	
	陽			7		5 2	
知 縣	徒	2 6				2 9	
	陽	2 8		1 5		2 0	
主 簿	徒	2 8				7	
	陽	2 4		9		4 4	
監 務	徒					9	
	陽			3		9	
絳山巡檢	徒					1 5 4	
	陽					1 2 7	
延陵監鎮	徒	8				8 0	
	陽	1 3				4 7	
延陵巡檢	徒					4 5	
	陽						
知 縣	徒			2 1			
	陽			2 2			
主 簿	徒			9			
	陽			8			
監 務	徒						
	陽			1 0			

・単位は、租絲が兩、租錢が貫、他は全て石。

比べて格段に俸給が高いこと、さらに知府は館職を帯びて
 いるのが普通であること、また衣賜としての絹帛支給の存
 在も考慮に入れてかなり多めに見積り、ここでは蕪州四県
 一二人の給与の十倍と仮定してみる——「米麦」は米に統
 一——。
 そうすると、米が約四〇〇〇石、銭が約一万五〇〇〇貫
 となる。これを南宋時代鎮江府下四〇名の官員に対する年
 間俸給の総額として設定し、前者の「四〇〇〇石」を〔c〕、
 後者の「一万五〇〇〇貫」を〔d〕とする。表11に整理した兵
 士の給与総額と比べると、〔c〕は〔a〕の約一一％（1／9）、

〔d〕は〔b〕の約一六％（1／6）に当る。
 胥吏の給与（＝吏禄）については、鎮江府及び府下三県
 に吏禄支給対象の胥吏が何名居るのか、胥吏一人当りの年
 間の吏禄がどれほどなのか、吏禄が鎮江府全体で年間総額
 いくらになるのかについては全く不明である。そこでここ
 では他の地方の例を参考にして吏禄の概数を設定する。八
 木一九八〇論文によると、南宋時代浙東の慶元府（明州）
 では、免役錢約七万八〇〇〇貫のうち半分強が府及び県の
 行政事務に携わる胥吏と徭役により徴発された役人の人件
 費として計上されていた⁵⁰。つまり胥吏の吏禄と役人の雇銭

以上の禁軍、廂軍、土軍、弓手の給与総額を整理すると表11となる。合計、「米三万六二〇石」¹¹⁾、「銭九万五〇八三貫」¹²⁾である——実は以上の軍兵への支出の他に、欠員分の禁軍と廂軍兵士の給与は所謂「封樁錢物」として取り扱われていて、これも財政収支を考える上で重要な要素であり、後段で検討する——。

2 官員の俸給及びその他の支出

続いて、府下の官員の俸給、胥吏の吏禄の支出について検討するが、先述したようにこれらの大部分は現段階では

復元が困難なものであり、多くを推測と仮定によらざるを得ない。

表12 鎮江府の差遣ポストと職田

〔総計〕	県別	夏 料			秋 料	
		租絲	大麦	小麦	租錢	租米
	丹徒	173	10	81		1008
	丹陽	182	1	59	5	841
	金壇	13		83		1113
	計	368	11	223	5	2962

鎮江府と三県の差遣（＝職事官）については『嘉定鎮江志』巻四「田土 職田」に全ポストの名が残されている。各ポストに付随する職田からの収入も合わせ整理したのが表12である。知府、二人の通判以下、幕職官・曹官・州県官さらに兵官や監鎮官・監当官・学官¹³⁾に至るまで計四〇の官名と、各差遣ポストに対して三県に設置されている職田からの収入——租絲、大

麦、小麦、租錢、租米——の数値が見える。

宋代の官員の給与（俸給）項目は主なものだけでも、料錢・禄粟・衣賜・添支増給・職錢・職田等多岐にわたり、また各々の支給項目も寄禄官・差遣・館職¹⁴⁾など一人の官員が有する複数の肩書き各々に対して支給されるのであり、相当に複雑なものであった。従来の宋代の官僚の俸給に関する研究としては衣川一九七〇論文が現在に至るまでの最もすぐれた論考であるが、これも給与項目のうち重要な三種のみを取り上げ詳論しているに止まる。表12に見える南宋時代鎮江府下四〇人の官員一人一人の全給与項目と給与額を復元することは、現在の筆者の手には余る作業であり、ここでは衣川一九七〇論文にも引かれている一つの例を参考として、鎮江の官僚四〇人の給与総額の換算値を推定する。

その例とは『宋会要輯稿』職官五七—三三三三聖六年六月（俸禄五、雜録上）に載せる淮南西路の蕪州の場合であり、そこには「県令・簿・尉料錢千五百三十八貫五百文、米麦共三百九十八石」とある。蕪州所属の四県の県令・主簿・県尉計一二名の料錢とおそらくは禄粟の総計がそれぞれ一五三八・五貫、三九八石となっている。ゆえに料錢・禄粟以外の給与は含まれておらず、また蕪州の知州・通判・幕職官・曹官・軍官といった州の官員や監鎮官・監当官・兵官・学官それに県丞等の表12には挙がっているものも含まれておらず、人数も県官のみの一二名だけである。鎮江の官員の給与の場合、知府・通判といった高級文官は県官に

九九三論文におけるのと同じ仕方⁽⁴⁾で剩員給与を計算すると、一人当たり年額で、米は一四・四石、他は錢二一・七貫となる。米の支給はほとんど身劣りしないものの、その他の給与は半額以下である。

これを用いて、禁軍剩員兵士二二〇人の給与総額を計算すると、

$$二二〇人 \times 一四 \cdot 四石 \parallel (三二六八石)$$

$$二二〇人 \times 二一 \cdot 七貫 \parallel (四七七四貫)$$

となる。

表9の廂軍は、犯罪者が送り込まれたり、あるいはその中から禁軍に昇格する者もあったが、本来軍事行動に携わることではなく、城壁・城濠・道路・橋梁の維持・補修・建設をはじめ、治水や運輸など各種の雑役に従事する労役部隊であった。鎮江府にも、表9にある通り全部で七つの廂軍指揮が置かれていた。

各指揮の軍兵は、**あ**額管全糧、**あ**見管大小分、**い**全糧、**う**半糧、**え**闕全糧、の五種に区分されており、

$$\text{あ} \parallel \text{い} + \text{え}$$

$$\text{あ} \parallel \text{い} + \text{う}$$

の関係にある。このうち**い**と**う**は**あ**見管大小分の構成要素となっていることから、**い**全糧は大分を、**う**半糧は小分を指すと考えてよいであろう。ここで目につくのは、禁軍以上に額管軍兵数の充足率が低い——約二五％——ということである。

やはり長井一九九三論文(二五八〜二六三頁)に依拠し

表11 鎮江府下諸軍の給与総額

兵種	米(石)	錢(貫)
禁軍全糧(大分)	1万5322.4	4万5250
〃 剩員(小分)	3168	4774
廂軍全糧(大分)	1万843.2	1万6980
〃 半糧(小分)	288	434
土軍	6588	1万3176
弓手	—	1万4469
合計	3万6219.6 [a]	9万5083 [b]

つつ、廂軍大小分七五三人の年間給与総額を計算する。崇節指揮は計五九七人で、一人当たり一年に米一四・四石及び二四貫なので、五九七人×一四・四石 \parallel (八五九六・八石)、五九七人×二四貫 \parallel (二万四三二八貫)、となる。牢城指揮は計一五六人で、一人当たり一年に米一四・四石及び一七貫なので、一五六人×一四・四石 \parallel (二二四六・四石)、一五六人×一七貫 \parallel (二六五二貫)、となる。半糧(小分)は先の剩員の数値により、二〇人×一四・四石 \parallel (二八八石)、二〇人×二一・七貫 \parallel (四三四貫)となる。

次に、これらはいずれも主として捕盗の任に当たったものであるが、巡検司の統轄下にあった治安警察軍の土軍と、県尉の指揮下にあり警察隊員に当る弓手を整理したのが表10である。大分・小分や全糧・半糧の区分は無いが、やはり額管と見管とが挙がっている。長井一九九三論文より、土軍の給与は、年間一人当り米一八石及び三六貫、弓手は五三貫とする⁽⁵⁾。

これにより計算すると、土軍は、見管三六六人×一八石 \parallel (六五八八石)、三六六人×三六貫 \parallel (一万三二七六貫)、となり、弓手は、見管二七三人×五三貫 \parallel (一万四四六九貫)、となる。

財政によって養われる、主として治安維持軍としての役割を担うようになっていた。南宋嘉定年間鎮江府には、威捷第四指揮・全捷第十八指揮・威果第三十六指揮・同六十二指揮・雄節第十指揮の計五指揮（部隊）が置かれており、表8はその内訳である。

各指揮の軍兵は、**あ**額管全糧、**あ**見管大小、**い**全糧、**う**揀中、**え**隊外、**お**剽員、**か**闕全糧、の七種に区分されている。またこの七種の区分は、表8の下の欄外に記したように、

あ		い	+	か
あ		い	+	お
い		う	+	え

という関係にある。**あ**の額管全糧は、おそらく北宋時代に各禁軍が鎮江府に設置された当初の軍兵数であり——禁軍各指揮はある時点で一度に同時に設置されたのではない。廂軍も同じ。——、各指揮本来の規定額軍兵数である。

この規定額は、以後南宋時代になると充足されることはなく、いわば一つの目標額と化していく。事実表8によると、「額管」二二三〇人に対し「見管」は一二二五人であり、嘉定期鎮江府の禁軍充足率は五三%に止まる。これに対し、嘉定八年当時の現存の軍兵数を示しているのが**あ**の見管大小であり、**あ**はさらに**い**全糧と**お**剽員から成っている。全糧とは規定上の給与を全額支給されるものを、剽員とは軍事行動に耐えない年老・傷病の兵で、規定給与を減額した待遇で軍籍に留め置かれているものを言う。³⁹⁾

これらのうち当面の考察の対象になるものは**あ**見管大小である。**い**全糧はさらに**う**揀中と**え**隊外とに分かれるが、ここでは「全糧」として一括して扱う。長井一九九三論文によると、禁軍威捷指揮の兵士一人当りの年間給与は、米一八石と他の支給項目を錢額換算に直して合計した錢五〇貫とであり、同じく威果指揮は米一四・四石と錢五〇貫、雄節指揮は米一八石と錢五〇貫である（二五八―二六三頁）。全捷指揮は不明であり、当面米一八石と錢五〇貫と仮定するが、この値を大きく上下することはまずないであろう。

以上より、

三二六人×一八石十二四人×一八石十一二人×一四・四石十一四人×一四・四石十二九八人×一八石
 石||（一万五三三三・四石）
 九〇五人×五〇貫||（四万五二五〇貫）

が禁軍全糧兵士の給与総額となる。

次に、**あ**見管大小の内訳のもう一方である**お**剽員（小分）の給与であるが、これは台州の地方誌「嘉定赤城志」巻一八「軍防門」に詳しく見えている。⁴⁰⁾それによると剽員に対する支給項目は、月白米一・二石、春衣絹二匹、（春衣）折布錢、〇・八五〇貫、冬衣絹二匹、（冬衣）折布錢〇・八五〇貫、である。禁軍全糧（大分）兵士の給与との大きな違いは、毎月の料錢、春冬衣紬、冬衣綿の支給が無いのと、（春冬衣）折布錢の額が半分ほどであり、全糧兵士よりも明らかに給与支給量が少ないことである。長井一

南宋時代鎮江府の財政収支

表8 鎮江府の禁軍数

指揮	区分	あ	あ'	い	う	え	お	か
		額管全糧	見管大小	全 糧	揀 中	隊 外	剩 員	闕全糧
威 捷 第4指揮		5 1 0	5 0 0	3 2 6	2 9 6	3 0	(小分) 1 7 4	1 8 4
全 捷 〃 18 〃		4 0 0	2 9	2 4	1 5	9	5	3 7 6
威 果 〃 36 〃		5 1 0	1 3 0	1 2 2	1 0 9	1 3	8	3 8 8
〃 〃 62 〃		4 0 0	1 6 4	1 4 4	1 4 0	4	2 (20の誤り?)	2 5 6
雄 節 〃 10 〃		3 1 0	3 0 2	2 8 9	2 5 5	3 4	1 3	2 1
計		2 1 3 0	1 1 2 5	9 0 5	8 1 5	9 0	2 2 0	1 2 2 5

※ $\begin{cases} \text{あ} = \text{い} + \text{か} \\ \text{あ}' = \text{い} + \text{お} \\ \text{い} = \text{う} + \text{え} \end{cases}$

・「元額管全糧二千一百三十人。嘉定癸酉（六年、1213年）秋、不足五百人、……至乙亥（八年、1215年）春、揀中八百十五人、隊外剩員不与。」

である。
南宋時代の禁軍は、もはや北宋時代において実戦正規軍として対遼・対西夏戦に従事した当時とは性格を大きく変え、府州に駐屯して知府・知州の管下に置かれて、府州の

表9 鎮江府の廂軍数

指揮	区分	あ	あ'	い	う	え
		額管全糧	見管大小分	全 糧	半 糧	闕全糧
崇 節 第13指揮		5 4 1	1 7 0	1 6 5	5	3 7 6
〃 〃 14 〃		5 4 1	1 4 5	1 4 4	1	3 9 7
〃 〃 15 〃		5 4 1	1 7 4	1 6 8	6	3 7 3
〃 〃 16 〃		5 4 1	1 0 8	1 0 6	6 (2の誤り?)	4 3 5
牢 城 〃 4 〃		4 4 1	7 5	7 0	5	3 7 1
〃 〃 5 〃		4 4 1	8 1	8 0	1	3 6 1
計		3 0 4 6	7 5 3	7 3 3	2 0	2 3 1 3

※ $\begin{cases} \text{あ} = \text{い} + \text{え} \\ \text{あ}' = \text{い} + \text{う} \end{cases}$

・「元額管全糧三千四十六人。嘉定癸酉秋、止管四百余人。至乙亥春、簡核陞黜之外、禁軍改刺丁壯新招共得七百三十人、分隸雜役。」

表10 鎮江府の土軍・弓手数

指揮	区分	巡檢司土軍		尉司弓手	
		額管	見管	額管	見管
丹徒	西津	1 8 0	9 5	7 5	7 5
	岡山	1 8 0	9 5		
丹陽	延陵	1 8 0	9 5	1 2 0	1 0 3
	経山	9 6	8 1		
金壇				1 6 0	9 5
計		6 3 6	3 6 6	3 5 5	2 7 3

一%（四〇%、一二%）となる。ここでは、課利収入とりわけ商税収入の府財政における圧倒的重要性が明らかである。これは、商税・酒税収入の府への分隸比率を本稿の設定より一〇%下げた場合でも言えるのであり、まさに南宋の鎮江府財政は課利の商税・酒税を抜きでは成り立たなかったのである。これに次ぐのが両税収入である。その過半以上は上供に充てられる設定であることを考えると、やはり両税収入の大きさは無視できないものであり続けたことは確認しておくべきことである。

これらをグラフ化すると図1のようになる。従来の国家財政レベルでの研究において常に指摘される、南宋時代においての両税収入の重要性の大幅な減少や、塩・茶の専売収益及び和買折帛銭・和糶・経総制銭等附加税収入の急激な増大³⁶とは大きく異なる様相を鎮江府の財政収入については見て取ることが出来る。両税収入は依然として府財政の根幹部分を形成しており、専売収益は塩・茶ではなく酒税が一定の役担を担っており、粳米では加耗米が、銭収入では商税収入がおおむね最大の収入源であったのである。

三 財政支出

南宋期の府州における財政支出としては、先ず第一に軍兵への給与が挙げられ、次に官員の俸給と胥吏の吏禄が挙げられる。財政収入の大部分は前者により消費されていたが、後者も無視し得ない存在であったと考えられる³⁷。ただし、後者の官員の俸給と胥吏の吏禄は後述するようにその

細かな見積りが困難であり、多くを推測に頼らなければならぬのが研究の現状である。府州での最大の財貨消費者であった管下軍兵には、禁軍・廂軍・土軍・弓手といった異なる兵種があり、給与内容も複雑であるが、これら各種軍兵の給与の細目と数量については筆者が長井一九九三論文で詳しく論じたところであり、本稿ではその考察の結果をそのまま利用する。

この外には、役人の雇銭、災害時のための常平倉庫や義倉用の備蓄銭物、官衙の維持・補修・建設費用の銭物、各種の土木工事——橋梁・道路の補修・建設、水利興修事業——の資金・資材銭物、さらに官員の交際費や兵士への糶設のための資金を貯えておく公使（銭）庫用の支出や官衙の備品・燃料費等の諸雑費などが存在する。こうした支出は全て現在の研究水準では数量化は不可能なものであるが、ただし官員や軍兵のそれに比べると圧倒的に少額と考えられるものであったり、常時毎年見込まれる支出ではないものがほとんどである。よって本節の以下の考察においては胥吏・官員・軍兵の給与を一応念頭に置きながら、実質的には府州県の軍兵の給与を最も詳細に論じていくこととなる。

1 軍兵への支給量

鎮江府下の軍兵の種類と人数については、『嘉定鎮江志』巻一〇「兵防」に嘉定八年（一二一五）時のものが詳細に残されている。これを兵種ごとに整理したものが表8、10

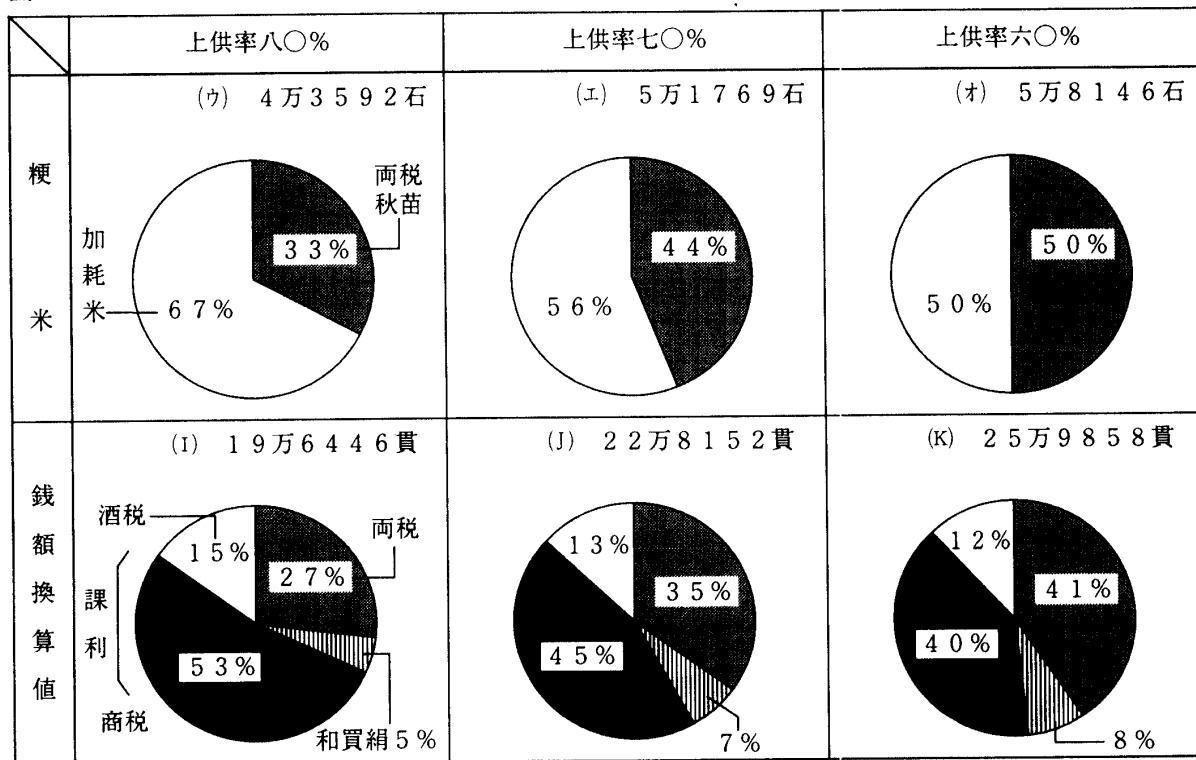
粳米の場合、上供率八〇%という留州部分が最も少ない設定では、収入のうち三三%が正税秋苗米（原額）、残りの六七%が附加税の加耗米であり、上供率七〇%では同じく四四%と五六%、上供率六〇%では五〇%と五〇%となる。これまでも言われている通り、加耗米の財政収入に占める比率の高さが特徴的であるが、正税秋苗米部分も三〇%と五〇%を占めており、依然として無視し得ない存在であることは注意を要する。

銭額換算値の方は、上供率八〇%では両税部分が二七%、和買絹が五%、課利が六八%（商税五三%、酒税一五%）であり、上供率七〇%では同じく三五%と七%と五八%（四五%、一二%）、上供率六〇%では四一%と八%と五

表7

・上供率80% $(\text{ウ}) + (\text{C}) + (\text{F})^1 + (\text{G}) + (\text{H})$ = 粳米 4万3592石 + 銭額 19万6446貫 (ウ) (I)
・上供率70% $(\text{エ}) + (\text{D}) + (\text{F})^2 + (\text{G}) + (\text{H})$ = 粳米 5万1769石 + 銭額 22万9858貫 (エ) (J)
・上供率60% $(\text{オ}) + (\text{E}) + (\text{F})^3 + (\text{G}) + (\text{H})$ = 粳米 5万8146石 + 銭額 25万9858貫 (オ) (K)

図1



司で消費されていたと思われるが、官戸不減半銭は他の府州の例からにして、上供として左蔵庫へ送られていたらしい。³¹⁾

「坊場銭」と「河渡銭」は、三県一〇九坊と二つの河渡からの収益の合計が一万七七六一貫であった。³²⁾ただし、これらもそのほとんどは上供として内蔵庫や左蔵庫に送納されたり、路の監司に送付されていたようであり、鎮江府下で消費されるものはごく限られていたと思われる。³³⁾よってここでは、これらについては鎮江の留州分は無かったものとしておく。

その他、人頭税の「身丁絹」は、乾道七年（一一七二）には一七三二匹——一七三二匹×五貫＝八六六〇貫——が徴収されているが、³⁴⁾両浙路の身丁絹（銭）は開禧二年（一一〇六）以後免除されることになり、³⁵⁾嘉定時には既に税目自体が無くなってしまっている。

以上をまとめたのが表6である。このうち和買絹、商税、酒税、免役銭が鎮江府の財政と関わりがあった。使途が限定されている免役銭は以下の行論ではひとまず除き、この表6と先の表5を合計して、南宋嘉定年間の或る年における鎮江府の筆者の見積もりによる租税総収入を出すと表7のようになる。両税の上供率を八〇%とした場合は、粳米四万三五九二石(ウ)＋銭額換算値一九万六四四六(I)、七〇%の場合は、粳米五万一千七六九石(エ)＋銭額換算値二二万八千五百二貫(J)、六〇%では、粳米五万八千四百六石(オ)＋銭額換算値二万五千九百八十八貫(K)、の三つのケースを想定する。

表6 鎮江府の附加税・課利等

〈附加税〉			
・和買絹	9938匹×5貫	=	4万9690貫(F)
	(F)×0.2	=	9938貫(F) ¹⁾
	(F)×0.3	=	1万4907貫(F) ²⁾
	(F)×0.4	=	1万9876貫(F) ³⁾
・経総制銭	11万7075貫	→	淮東総領所へ
〈課利〉			
・商税	20万6298貫×0.5	=	10万3149貫(G)
・酒税	7万4711貫×0.4	=	2万9884貫(H)
〈その他〉			
・免役銭	4万4345貫	→	府県・監司の役人の雇銭等
・官戸不減半免役銭	2786貫	→	左蔵庫へ
・坊場銭・河渡銭	1万7761貫	→	内蔵庫・左蔵庫・監司へ
・身丁絹	1732匹×5貫	=	8660貫……開禧2年以後 永免

表5 鎮江府の兩税留州

	$(A) \times 0.2 =$	4万1636貫(A) ¹	
	$(A) \times 0.3 =$	6万2453貫(A) ²	
	$(A) \times 0.4 =$	8万3271貫(A) ³	
	$(7) \times 0.2 =$	1万4554石(7) ¹	
	$(7) \times 0.3 =$	2万2731石(7) ²	
	$(7) \times 0.4 =$	2万9108石(7) ³	
	$(B) \times 0.2 =$	1万1839貫(B) ¹	
	$(B) \times 0.3 =$	1万7759貫(B) ²	
	$(B) \times 0.4 =$	2万3678貫(B) ³	
(小数点以下は四捨五入)			
兩税留州錢額	$(A)^1 + (B)^1 =$	5万3475貫(C)	上供率八〇%
	$(A)^2 + (B)^2 =$	8万212貫(D)	上供率七〇%
換算値	$(A)^3 + (B)^3 =$	10万6949貫(E)	
兩税粳米留州分	$(7)^1 + (7) =$	4万3592石(ウ)	上供率六〇%
	$(7)^2 + (7) =$	5万1769石(エ)	
	$(7)^3 + (7) =$	5万8146石(オ)	

2 和買絹及び課利収入その他

「和買」という名称とは裏腹に、南宋時代には全く一種の附加税と化していた和買絹は、嘉定時の鎮江では九九三八匹が徴収されていた。⁽²⁶⁾ 夏税絹と同じ価格の毎匹五貫を用い、九九三八匹×五貫Ⅱ〔四万九六九〇貫〕(F)、を銭額換算値とし、上供率八〇、七〇、六〇%の場合の留州分をそれぞれ〔九九三八貫〕(F)¹、〔一万四九〇七貫〕(F)²、〔一万九八七六貫〕(F)³とする。

「経総制錢」は一一万七〇七五貫が徴収されていたが、

「嘉定鎮江志」卷五「賦税 経総制錢」にも「尽数截撥淮東領所」とあり、全額が淮東総領所に送られ、府の財政に組み込まれてはいなかった。

嘉定時の「商税」収入は都商稅務・江口稅務の合計が二〇万六二九八貫である。⁽²⁷⁾ 南宋時代商稅收入は、次に見る酒稅收入と同じく加耗米等の附加税とならんで府州財政にとっては重要な財源となっており、またやはり酒稅や先の加耗米と同様に、稅収を複数の官司に一定の比率で分割して納付する「分隸則例」が各府州ごとに決められていたのであった。兩浙東路(浙東路)の慶元府(明州)の場合、商稅收入一〇〇貫につきその約五〇%が慶元府の取り分とされている。⁽²⁸⁾ これを援用して、二〇万六二九八貫×〇・五Ⅱ〔一〇万三二四九貫〕、を鎮江府の取得分として、この値を(G)とする。

「酒」稅收入は、嘉定中、東都酒務・戸部酒庫・西比較務の合計で七万四七一貫だった。酒稅收入の「分隸則例」は、やはり慶元府のものが詳細に残されており、それによると南宋時代慶元府では、酒稅收入一〇〇貫ごとにそのうち約四〇貫が府の取り分であった。⁽²⁹⁾ これにより、七万四七一貫×〇・四Ⅱ〔二万九八八四貫〕、を鎮江府所管の酒稅とし、この値を(H)とする。

本来、役人への雇錢を徴収するための目的税として出発した「免役錢」は南宋でも課され続けており、鎮江府では、嘉定年間に免役錢は四万四三四五貫、官戸不減半役錢は二七八六貫が徴収されていた。⁽³⁰⁾ このうち免役錢は府県及び監

表4 鎮江府の兩税総計

〈夏 税〉			
・絹	8 1 4 4 匹×5 貫=		4 万 7 2 0 貫
・羅	1 0 4 3 匹	=折羅錢	7 万 6 5 6 9 貫
・綿	6 万 8 1 5 5 両×0.3 貫=		2 万 4 4 7 貫
・大麦	9 7 5 2 石×2 貫=		1 万 9 5 0 4 貫
・小麦	9 2 8 4 石×4 貫=		3 万 7 1 3 6 貫
・塩脚錢		=	1 万 3 8 0 2 貫
			計 2 0 万 8 1 7 8 貫(A)
・絲 (絹糸)		=	1 万 5 3 6 1 兩
・麻皮		=	2 0 9 8 斤
〈秋 税〉			
・粳米	1 0 万 9 0 6 6 石		
	〔 秋苗米原額		7 万 2 7 6 9 石(ア)
	加耗米		3 万 6 2 9 7 石
			× 0.8
			(府県用) 2 万 9 0 3 8 石(イ)
			(小数点以下は四捨五入)
・糯米	6 5 7 7 石×4 貫=		2 万 6 3 0 8 貫
・(税)布・蘆蔴・(大)豆		=布豆蔴錢	3 万 2 8 8 8 貫
			計 5 万 9 1 9 6 貫(B)

筆者は、鎮江のように農業生産の面ではあまり多くを期待出来ず、しかも首都臨安に近接しており、南宋時代の軍事上、兵站上の最重要地点の一つであった府州では、上供率は宋朝政府の財政・軍事兩政策の観点から江西路ほどには高くなかったであろうと推測する。⁽²⁵⁾今ここでは、上供率八〇% (留州二〇%)、上供率七〇% (留州三〇%)、上供率六〇% (留州四〇%) の三つのケースを想定する。

これにより、表4の(A)に〇・二を掛けた四万一千三百六貫を(A)¹、〇・三を掛けた「六万二千四五三貫」を(A)²、〇・四を掛けた「八万三千七一貫」を(A)³とする。同様に(ア)に〇・二

を掛けた「二万四五五四石」を(ア)¹、〇・三を掛けた「二万二七三二石」を(ア)²、〇・四を掛けた「二万九一〇八石」を(ア)³とし、(B)に〇・二を掛けた「二万一千八三九貫」を(B)¹、〇・三を掛けた「二万七七五九貫」を(B)²、〇・四を掛けた「二万三六七八貫」を(B)³とする。

また、(A)¹(B)¹ || 「五万三四七五貫」を(C)、(A)²(B)² || 「八万二二二貫」を(D)、(A)³(B)³ || 「二〇万六九九貫」を(E)とし、(ア)¹(イ)¹ || 「四万三五九二石」を(ウ)、(ア)²(イ)² || 「五万一千七六九石」を(エ)、(ア)³(イ)³ || 「五万八千四六石」を(オ)とする。

以上をまとめたのが次頁の表5である。丸カッコ内のアルファベットの大文字(A)(B)及びカタカナの(ア)の右上に数字1が付いているのが上供率八〇%の場合、数字2が付いているのが上供率七〇%の場合、数字3が付いているのが上供率六〇%の場合を示している。(ウ)(エ)(オ)は、兩税粳米の留州部分の三つのケースである。上供率八〇%では(C)と(ウ)がセットとなり、七〇%では(D)と(エ)がセットとなり、六〇%では(E)と(オ)がセットになる。おそらく、これら三通りのケースのうちの後二者、特に上供率六〇% (あるいはそれ以下) の場合が南宋期の鎮江府の上供率に近いであろう。

宰「漫塘集」卷三三「鎮江府減秋苗斛面記」には次のよう
にある。

州県が常賦の輸を受くるに、耗あり費あり、未だ贏を
正数の外に取るを免れず、しかも取る所復た分隸あり。
……吾が郡に由りてこれを言わば、即ち凡て倉庾耗折
の数・解発の費と凡て監司・府・県に分隸するとは、
一として旧より損するは無く、……¹⁹⁾

ここには、「分隸」と称し、加耗米が用途別に路の監司用、
府用、県用の三つに分割されている状況が見える。鎮江の
耗米の分隸比率については審らかにしないものの、所屬の
官員と軍兵の数、所管の行政諸活動の多様さの面からして
も、府と県に分隸する加耗米が監司のそれに比べて圧倒的
に多かつたであろうことは容易に推測される。事実、加耗
米の分隸比がわかる稀有な例である江南東路の寧国府と江
南西路の洪州のケースでも、路の監司である転運司に送ら
れる加耗米（明会耗）と府州県用の耗米（州用耗、省耗、
土米耗等）との比は、前者が一对三²⁰⁾、後者で一对五とな
り、府州県用に充當される加耗米の方が明らかに多かつた。
今ここでは、監司用の加耗米をこれらの場合よりやや多め
に見込み、監司用と府県用の比率を一对四と設定する。²¹⁾

これにより計算すると、三万六二九七石×〇・八²²⁾〔二
万九〇三八石〕、が鎮江府及び府下三県用として計上され
る加耗米となる。

糯米は、小麦が酒の麴であるのに対し、造酒の原料とし
て消費された。嘉定時には六五七七石が徴収されており、

糯米の価格は粳米の二倍程度であったこと²²⁾から、每石四貫
として計算する。六五七七石×四貫²³⁾〔二万六三〇八貫〕、
が糯米の銭額換算値となる。

これらの外、表3には税布——麻布、苧麻布の類であろ
う——六三三匹、蘆廢——府県の倉庫場務などで大量に
必要とされる蘆製のムシロか——七万五〇六〇領、（大）
豆六二七〇石が拳がっている。この三つは宝祐四年には現
物では徴収されなくなっており、代わりに「布豆廢錢」と
いう名称で折銭され、計〔三万二八八八貫〕が徴収されて
いる。²³⁾これをそのまま利用する。

以上、夏税・秋税の数値を整理したのが表4である。表
中の、絲・麻皮を除いた夏税の銭額換算値〔二〇万八一七
八貫〕を(A)とし、秋税の粳米のうち原額部分の〔七万二七
六九石〕を(A)、加耗米の府県用部分の〔二万九〇三八石〕
を(B)、糯米と布・蘆廢・豆を銭額換算にし合算した値〔五
万九一九六貫〕を(B)とする。

ところで、前述のように南宋時代においては大軍等に対
する軍事支出の増大に伴って上供率の引き上げが行われ、
両税収入の多くは上供として府州から持ち出されることと
なり、府州財政は残りの留州だけでは足りず、絶えず附加
税の加耗や和糶によって補填されていたとされる。²⁴⁾ただし、
これまでの研究で上供率が七〇〜九〇%以上にまで及んだ
事例として提示されているのは、そのほとんどが江南東西
路とりわけ江南西路の長江及び長江支流沿いの州軍である
ことは注意が必要である。

表3 鎮江府の秋税(宋~元)

『嘉定鎮江志』卷5、『至順鎮江志』卷6

単位	税目	時期 県別	大中祥符 (1008~16)	嘉 定 (1208~24)	宝祐 4 (1256)	咸 淳 (1265~74)	至 順 2 (1331)
匹	税布	丹徒	1374	1264			
		陽壇	2781	(布)1142			
		計	1083	4446			
			5038	6853			
領	折料布	〃	1113				
		計	1113				
〃	蘆葦	〃	17440	22638			
		計	23401	34480			
〃	粳米	〃	13160	17941		24373	25226
		計	51660	75060		39654	55883
〃	糯米	〃	21068	30797		28264	65142
		計	20956	44022	99368	92290	146251
〃	糯米	〃	11148	34247		327	11
		計	52273	109066	6392	2939	1500
〃	塩米	〃	3173	2597		5675	1511
		計	2819	3600			
〃	白粳米	〃	5992	6577			
		計	6567				
〃	白糯米	〃	8616				980 (内耗 64)
		計	5302				2057 (〃 135)
〃	香糯米	〃	20496				2161 (〃 123)
		計					5198 (〃 321)
〃	籼米	〃					175 (内耗 11)
		計					340 (〃 22)
〃	大豆	〃					235 (〃 15)
		計					749 (〃 49)
〃	黄豆	〃					879 (内耗 39)
		計					1909 (〃 87)
〃	公田租米	〃					6645 (〃 308)
		計					9433 (〃 433)
〃	大豆	〃					25935
		計					1930
〃	黄豆	〃					27865
		計					
〃	白米糶銭	〃					20917
		計					41205
〃	布豆糶銭	〃					72537
		計					134659
〃	中統鈔	〃					359
		計					2527
〃	白米糶銭	〃					3383
		計					6270
〃	布豆糶銭	〃					377
		計					233
〃	中統鈔	〃					3
		計					613
〃	白米糶銭	〃					108
		計					7
〃	布豆糶銭	〃					115
		計					
〃	中統鈔	〃					3997
		計					15364
〃	中統鈔	〃					(10122?)
		計					29483
〃	中統鈔	〃					32888
		計					
〃	中統鈔	〃					12721
		計					3313
〃	中統鈔	〃					27
		計					16601

・単位——匹・石など——以下の値は四捨五入した。
 ・大中祥符時の延陵県の数値は丹陽県に繰り込んだ。
 ・至順2年の数値のうち録事司のそれは丹徒県に繰り込んだ。

にしたように、このうち秋苗「原額」は七万二千七十九石であり、一〇万九〇六六石^{マイナス}—七万二千七十九石^{プラス}—三万六二九七石、が加耗部分となる。つまり、嘉定年間に鎮江で徴収された粳米の内訳は、正税たる秋苗米七万二千七十九石(原額)と、これに対する附加税たる加耗米三万六二九七石の

二つの部分から成り立っていたのである。南宋時代江南の諸府州では、上供率の上昇による留州部の縮小を補うものとして加耗米の徴収は常態化しており、府州の財政もこれによって支えられるようになっていた。鎮江府の加耗米に関して詳細な記事が残されている劉

南宋時代鎮江府の財政収支

表2 鎮江府の夏税(宋～元)

『嘉定鎮江志』巻5、『至順鎮江志』巻6

単位	税目	時期 県別	大中祥符 (1008～16)	嘉定 (1208～24)	宝祐4 (1256)	咸淳 (1265～74)	至順2 (1331)
疋	絹	徒陽	859	1350		3631	
		丹	998	2199		4115	
		金壇	785	4595		4915	
	計	2642	8144	13932 (含和買)	12661 (含和買)		
羅	〃	387	436				
	計	613	506				
紬	〃	214					
	計	329					
塩絹	〃	951					
	計	1516					
両	絲	〃	1097	5249		2294	28259
		〃	982	4023		1272	59640
		計	2079	6089	5795	2224	47258
	綿	〃	2079	15361		5790	135178
石	大	〃	18217	22653		11322	3629
		〃	28633	23459		11163	21623
		計	16506	22063	34935	6958	6838
	小	〃	63356	68155		29443	31859
斤	麻皮	〃	1779	3434		(本色1958)	3131
		〃	3081	3201		(折銭1279)	4866
		計	2262	3117	9479 (内本色4253)	(〃1471)	651
	錢	〃	7122	9752		(〃1760)	8658
貫	塩脚錢	〃	1779	3243		(〃824)	
		〃	3081	3034		(〃2188)	
		計	2262	3007	8786 (内本色3758)	(〃9471)	1107
	塩錢	〃	7122	9284		(内本色4253)	12273
兩	租錢	〃		2092			
		〃		2092			
		計		2092			
	折羅錢	〃					
貫	中統鈔	〃	503				8246
		〃	584				666
		計	1610				530
	〃	1610				9441	

・単位——匹・石など——以下の値は四捨五入した。
 ・大中祥符時の延陵県の数値は丹陽県に繰り込んだ。
 ・至順2年の数値のうち録事司のそれは丹徒県に繰り込んだ。
 ・嘉定時の塩脚錢は、原文では「塩見脚錢」となっている。

秋 くと、これらの絹の価格のうち南宋中期頃に軍兵へ支給される春冬衣賜の絹布の価格としては市価の五貫が最も可能性が高かった。今この五貫を用いると、絹八一四四匹×五貫Ⅱ〔四万七二〇貫〕、が絹の銭額換算値となる。

高級絹織物の羅は一〇四三匹が徴収されている。本来、現物の羅は鎮江府下で消費されることは少なく、大部分は内蔵庫等の中央の財庫に送られ、皇室用や儀礼用、それに高級官員の衣賜に充てられたであろうと考えられる。ただし鎮江府には官営工場の織羅務が設置されており、ここで製造された羅が専らこうした特殊用途に充てられたのであり、鎮江の夏税の羅は、表2の宝祐四年以後では「折羅錢」として貨幣形態で徴収されていることから、必ずしも現物の羅を集めることに重点があるのではなかったようである。ここでは羅の銭額換算値として宝祐四年の折羅錢〔七万六五九九貫〕を用いる。

綿も、留州部分は先の絹と同じく府下の軍に対する衣賜として消費されていた。今、長井一九九三論文により衣賜の冬衣綿の価格として可能性の高いと思われる毎両〇・三貫（三〇〇文）⁽¹⁸⁾を用い、六万八一五五両×〇・三貫Ⅱ〔二万四四七貫〕、を綿の銭額換算値とする。

大麦は軍馬用の飼料（馬料）として、また小麦は当時専売下において府州や諸軍の財源の一つとなっていた酒の麴として極めて重要な物品であった。大麦・小麦の価格は、『嘉定鎮江志』卷五「賦税 寬賦」に「三県合納大小麦、每開場時折估、歳増一歳。嘉定改元、守臣趙師翬約以中制、

每小麦一斗折錢四百、大麦一斗折錢二百、具申朝省、刊石府治、永為定制。邦人德之、三県各有碑記其事。」とあるのを利用する。よって大麦は、九七五二石×二貫Ⅱ〔一万九五〇四貫〕、小麦は、九二八四石×四貫Ⅱ〔三万七三六石〕、が銭額換算値となる。

表2には、詳細が不明ではあるが、おそらく五代十国以来の沿納税目——税物等の運送に関わるものか？——であると推測される「塩脚錢一万三八〇二貫」が見えている。北宋大中祥符時の「錢」・「塩脚錢」・「塩錢」を合算して割り増し徴収を行ったのがこの嘉定時の数値であるかも知れない。ただ宝祐四年以後には税目自体が無くなってしまっている。今ここでは、嘉定時の塩脚錢〔一万三八〇二貫〕をそのまま用いる。

その他、表2には、絲（絹絲）一万五三六一両、麻皮二〇九二斤が見えるが、現在のところ筆者にはこれらの価格が不明であり、また府下の財政支出の大宗をなした官員・軍兵の給与とは直接関係しないと判断されるので、このままの数値を用いる。

〔秋税〕

鎮江府の秋税を整理したのが表3である。

秋税の税目中最も重要であるのは粳米であり、留州・上供を問わず官員や軍兵への給与として消費され、また備蓄用の諸倉にも貯積されていた。表3によると、嘉定時の粳米は一〇万九〇六六石である。長井一九九五論文で明らか

買絹・経総制錢、北宋の新法期に始まり実質的に差役法が復活していた南宋においても徴収され続けた免役錢、開禧二年（一二〇六）以後には永免されることになる成丁一人ごとに課された人頭税の身丁絹、流通過程において徴収され、課程と総称される塩・茶・酒等専売物品に課される消費税と商人に課される商税、酒坊（坊場）や河川の渡し場を民間に請負わせ一定の税を課する坊場錢と河渡錢、高級絹織物や貴金属等当地の特産品を徴発する土貢が挙げられる。それに厳密には租税とは異なるが、国家所有の田土である屯田・営田・軍田・職田等からの収入も存在し、さらに自然災害により大きな被害が生じ、府下の財政機関だけでは対応できないような場合には、淮東総領所や転般倉から米穀が臨時供出されて救荒等の対策に充てられることもあった。¹⁴ なお、南宋時代江南をはじめ多くの地域で行われていた和糶は、鎮江府下では恒常的なものとしては実施されていなかったようである。¹⁵

これらのうち塩・茶の専売収入と屯田・営田・軍田からの収入は都統司（大軍）・総領所といった北辺守備軍用の経費として計上されていたと思われる、また土貢は皇帝の内帑である内蔵庫に収納されるものであり、総領所・転般倉からの給降は特殊な場合に限られるため、鎮江府の財政ルーチンとは直接関わりのない項目であり、本稿の考察では直接取り上げ分析することはしない。

1 両 税

時代が降るに従い、塩・茶を中心とする専売収益や附加税の和糶・和買が国家財政上に占める比率が高くなって行くとは言え、宋一代を通じて土地税たる両税が財政収入とりわけ行政下位である府州の租税収入において中心的存在であることに変わりはない。鎮江府でも両税収入は府の税収の根幹部分を形成しており、特に稲米（粳米・糯米）・大小麦や絹・綿をはじめとする多様な現物徴収は重要な意味を持っていたのである。以下の数量的な考察においては、行論の便宜上、稲米以外の各種の税物は可能な限り全て銭額換算の一種の指数に読み変えていく。

〔夏税〕

宋代から元代までの鎮江府の両税夏税の収入を整理したのが表2であり、本稿で取り上げるのは嘉定年間の数値である。

絹は、宋代においては兵士給与の重要な支給項目の一つであり、鎮江府で徴収された絹布の留州部分の多くは府下の各種の軍兵の衣賜（春夏秋冬衣絹）として支出、消費されていた。表2によると、嘉定期の夏税絹は八一四匹である。梅原一九六五論文によれば、南宋期の折帛錢価格として、夏税絹絹は毎匹七貫が標準的なものであり、また南宋の相対的安定期——隆興・乾道—開禧・嘉定——において民間の市価は三〜五貫であったと言う。¹⁶ 長井一九九三論文によ

表1 鎮江府下の倉・庫・務・場

名称	設置場所(県)
転般倉	丹徒
都倉	〃
戸部大軍倉	〃
常平倉	〃
義倉	〃
戸部大軍庫	〃
甲仗庫(2)	〃
軍資庫	〃
四酒倉(4)	〃
寄替庫	〃
効士上酒庫	〃
効士下酒庫	〃
公使錢庫	〃
戸部贍軍庫	〃
常平庫	〃
酒醋庫務	〃
織羅務	〃
都商稅務	〃
江口稅務	〃
都酒務	〃
比較東務	〃
比較西務	〃
榷貨務都茶場	〃
造船場	〃
草場	〃
架閣庫	〃
常平倉	丹陽
義倉	〃
丹陽倉	〃
常平庫	〃
酒稅務	〃
呂城酒務	〃
常平倉	金壇
義倉	〃
常平庫	〃

・丸カッコ()内の数字は、倉庫場務の数を示す。
 『嘉定鎮江志』卷12・『至順鎮江志』卷13

酒庫、酒務、商稅務、義倉、常平庫も府の財務行政上欠くべからざるものであった。

府下の財政支出の大部分を占めたと思われる官員の俸給、胥吏の吏祿、軍兵の給与といった狭義の經常費用の積と支出を担当したのが軍資庫と都倉であり、府下の軍兵に対する臨時手当としての犒設及び官員の接待交際費など特殊会計の機密費を貯えておくのが公使錢庫、水旱害等による物価の上昇や食料不足対策のための非常時用の支出をまかされたのが常平倉・庫と義倉であった。後に詳しく述べるように、専売品である酒からの稅収や商稅からの収益の一部分もこうした鎮江府財政の中に組み込まれており、府財政の根幹である兩稅收入と合わせて、狭義の經常費用のみならず、上記以外の、官衙や道路の補修・建設、官營の水利興修事業等の広義の經常費用をまかっていたと考えられる。

ここで一つ注意しておくべきことがある。それは、南宋時代の鎮江府には、府の財政とは別にこれとは截然と区別

される淮東總領所の財政が存在し、沿辺の諸軍の兵站を担当した淮東總領所に関係する複数の財務機關が府下に設置されていたということである。表1に見える転般倉、戸部大軍倉・庫、戸部贍軍庫、榷貨務都茶場がそうであり、ここに見えてないものでは他に分差糧料院、審計司、市易抵当庫、惠民藥局、糶場も總領所の附屬機關であった。同じ鎮江に国境守備の実戦軍(Ⅱ大軍)の兵站機關である總領所が置かれたことから、府下の稅收項目のうちの一部が總領所に送納されることはあるものの、上供・送使を除いた留州部分について言えば、府財政は總領所財政とは独立した完全に個別の會計であったのである。

二 財政收入

南宋時代に鎮江府下で徵收された稅目・財源は以下のようなものである。第一に、國家の正稅として財政收入の根幹をなした、民間所有の田土に課せられた土地稅たる兩稅がある。次には、兩稅その他の附加雜稅である加耗米・和

べたような通説の当否を検討することを通して宋代財政史研究の更なる深化をも意図している。

一 府下の財政機構

南宋時代において、行政の最末端である県で徴収される租税、また県を管轄する府州が管理運用する財務機関により徴収された各種の租税は、各県用の支出部分を除き、全て府州レベルの財務機関に集められ、ここで「上供」として首都臨安府あるいは沿辺の諸軍・総領所に送られるもの、「送使」として路の監司へ送られるもの、そして「留州」として府州での財政経費に充てるものとの三つに分割された¹⁰⁾。ただし、一般には史料上では「上供」と「留州」の二つに分けられて記述されることが多く、この場合の「上供」は「送使」部分をも含んでいると考えられ、その意味では明清時代の「起運」と「存留」に相似する。本稿の以下の行論でも基本的に「上供」と「留州」の二分法で考察していく。

府州の重要財務機関としては、先ず「軍資庫」が挙げられる。これは、徴収された租税の留州部分のうち、軍兵に対する正規の給与以外の特別手当である犒設や府州の官員の交際費等の特殊会計に属し、「公使庫」へ納められるものを除き、錢帛の類の大部分が貯積される機関であり、同じく穀物類が貯積される「府倉」もしくは「州倉」と並んで府州における最大規模の財務機関であった。府下の官員と軍兵の給与もこの軍資庫と府倉（州倉）から支出された。

その他には、非常時運用を目的とする穀物備蓄倉としての「常平倉」がある。これら、狭義の經常会計用の軍資庫・府倉（州倉）、臨時非常時会計用の常平倉、それに特殊会計用の公使庫の四種の機関は、南宋時代大部分の府州に設置されており、各々が異なる役割と機能を担いつつ、府州財政の骨格を形成していたのである。

府州の財政責任者、財務担当官としては、長官である知府・知州、次官の通判、曹官のうちの司戸參軍が挙げられ、それに監司の提舉常平茶塩公事と提点刑獄司も特定の財務事項に関わっていた。そして、これら府州の官員と先述の諸財務機関は、各路の轉運司により常時監督と監査を受けていた。以上が府州財政の制度面からの大まかな見取り図である。¹¹⁾

鎮江府は、南宋時代兩浙西路（浙西路）に属し、管下には丹徒・丹陽・金壇の三県が配されていた。府下の財務機関を挙げると表1のようになる。都統司、総領所や轉般倉、權貨務都茶場が置かれたことに示される、南宋における鎮江の軍事的・経済的な重要性の高まりのため、数多くの倉・庫・場・務が置かれている。

軍資庫、府倉——表1の都倉——、常平倉、公使庫——表1の公使錢庫——という四つの重要機関は全て見える外、さらに府下の財源として兩稅收入以外では大きな役割を果たした酒稅と商稅の徴収機関である酒庫・酒務・商稅務や、非常用穀物の備蓄のため各県に置かれた義倉、やはり災害時の非常用錢帛貯藏庫である常平庫がある。これら

南宋時代鎮江府の財政収支

長井千秋

南宋時期鎮江府的財政収支

はじめに

一 府下の財政機構

二 財政収入

1 兩税

〔夏税〕

〔秋税〕

2 和買絹及び課利収入その他

三 財政支出

1 軍兵への支給量

2 官員の俸給及びその他の支出

3 財政収支

小 結

はじめに

これまでの宋代財政史研究においては、上位にある中央財政、国家財政レベルでの議論や趨勢・傾向が、個別具体的な検証を経ることなく、そのまま直接に下位の行政単位・財政単位である府州・県の財政解釈に投影されてしまふことが比較的多かった。南宋時代の府州・県という行政

の最末端に位置する財政の組織と運用に関しては、研究の数そのものが少ない^①上、こうした解釈の上での一方的な敷衍がなされる結果、南宋期の国家財政における軍事支出の増大という流れの中で、府州に対しては上供率の引き上げが行われ、財政費用としての留州部分の大幅な削減がなされて、当時の府州財政は悪化の一途をたどり、「正常な」財政運用とそれに支えられた行政諸活動は支障をきたさざるを得なかったという評価が定着している^②。

また、渡辺信一郎氏の整理に従えば、唐代後半期から宋代にかけての「地方財政」の研究を進めてきたのは日野開三郎氏^④と佐伯富氏^⑤であり、それぞれ「対象を異にしている」とは言え日野・佐伯両氏が共通の課題にしているのは、唐宋変革期における財政の中央集権化の問題であった^⑥。私見では、これに加えて宮崎市定氏の「役法を地方財政としてとらえる」という所論^⑦を受ける形で八木充幸氏の一連の研究^⑧もあり、最近の岩井茂樹氏による明清時代を対象としながらも宋代や現代をも視野に入れた画期的な研究においても、この観点は基本的に受け継がれていると言つてよいであろう^⑨。

本稿では、南宋時代の府州財政について、史料が比較的豊富に残されている南宋中期嘉定年間（一一〇八―一一二四）の鎮江府（現江蘇省鎮江市）を題材として取り上げ、府財政の「収」と「支」に焦点をあてて考察を行うことにより、南宋時代の行政下位の財政運用の実態を特に数量的に再現することを第一の目標とする。また併せて、以上述